

資料 2 - 1 1

| 泊発電所 3 号炉審査資料 | |
|---------------|-------------|
| 資料番号 | 添十一-9 r.5.0 |
| 提出年月日 | 令和5年10月31日 |

泊発電所 3 号炉

変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る
品質管理に必要な体制の整備に関する説明書
比較表

令和 5 年 1 0 月
北海道電力株式会社

| 東海第二発電所 有毒ガス | 女川原子力発電所2号炉 有毒ガス | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|---|------------------|---------|------|
| 比較結果等を取りまとめた資料 | | | |
| 1. 先行審査実績等を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降) | | | |
| <p>令和2年(2020年)4月1日に施行された「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第5条第2項にて、添付書類十一として「変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書」を添付することが要求されたため、他社審査実績を踏まえ、新規に作成した。</p> | | | |
| <p>1-1) 設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を変更した事項</p> | | | |
| <p>a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : - b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : - c. 他社審査会合の指摘事項を確認した結果、変更したもの : - d. 当社が自主的に変更したもの : -</p> | | | |
| <p>1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載の充実を行った事項</p> | | | |
| <p>a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : - b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : - c. 他社審査会合の指摘事項を確認した結果、変更したもの : - d. 当社が自主的に変更したもの : -</p> | | | |
| <p>1-3) バックフィット関連事項</p> | | | |
| <p>なし。</p> | | | |
| <p>※当初、審査再開時に、新規に添付書類十一を作成したことからバックフィット関連事項として位置付けていた。</p> | | | |
| <p>令和2年(2020年)4月1日に施行された「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第5条第2項に基づき設置変更許可本文十一号の届出を実施し、変更認可された発電用原子炉施設保安規定の施行を踏まえ、設置変更許可本文十一号に基づく品質保証活動を実施している。</p> | | | |
| <p>添付書類十一は当該設置変更許可申請に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績及びその後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項を記載するものであり、新たな要求事項への適合内容を示すものではないことから、バックフィット関連事項として位置付けないこととした。</p> | | | |
| 2. 女川2号炉まとめ資料との比較結果の概要 | | | |
| <p>2022年9月30日に提出した添付書類十一の比較表では、品質管理基準規則施行後に設置変更許可を取得した島根2号炉の再稼働申請(令和3年(2021年)9月許可)及び大飯3/4号炉の有毒ガスの発生に対する防護方針の追加(特定重大事故等対処施設)(令和2年(2020年)12月許可)との比較を行っていた。</p> | | | |
| <p>その後、先行審査知見を適切に反映する観点から、リファレンスを女川2号炉の有毒ガス防護(令和4年(2022年)6月許可)の添付書類十一に変更し、至近の審査知見を確認する観点で東海第二発電所の有毒ガス防護(令和5年(2023年)1月許可)の添付書類十一を確認した上で、記載全体を見直した。</p> | | | |
| <p>至近の審査知見である東海第二発電所と比較し審査知見として反映することが適切と考えたものは東海第二発電所の記載を反映し、その反映箇所については比較表の相違理由に「東海実績の反映」と記載した。</p> | | | |
| <p>2-1) 資料構成の相違</p> | | | |
| <p>なし。</p> | | | |
| <p>2-2) 運用の相違</p> | | | |
| <p>各社「品質管理基準規則」に基づいた品質保証活動を実施しており、品質保証活動の内容に相違はない。</p> | | | |
| <p>2-3) 記載内容の相違</p> | | | |
| <p>品質保証活動の内容には相違がないが、体制の相違及び設置変更許可本文十一号に基づく活動実績の有無により記載内容が相違している箇所がある。</p> | | | |

泊発電所3号炉 添付書類十一 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類十一

| 東海第二発電所 有毒ガス | 女川原子力発電所2号炉 有毒ガス | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|--|--|--|------|
| <p style="text-align: center;">添付書類 十一</p> <p>変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る 品質管理に必要な体制の整備に関する説明書</p> | <p style="text-align: center;">添付書類 十一</p> <p>変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る 品質管理に必要な体制の整備に関する説明書</p> | <p style="text-align: center;">添付書類 十一</p> <p>変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る 品質管理に必要な体制の整備に関する説明書</p> | |

泊発電所3号炉 添付書類十一 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類十一

| 東海第二発電所 有毒ガス | 女川原子力発電所2号炉 有毒ガス | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|---|---|---|---|
| <p>1. 概要</p> <p>本説明書は、変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書として、品質管理に関する事項に基づき、発電用原子炉施設の当該設置変更許可申請（以下「本申請」という。）に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績及びその後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項を記載する。</p> <p>2. 基本方針</p> <p>本説明書では、本申請における、「実施した設計活動に係る品質管理の実績」及び「その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項」を、以下のとおり説明する。</p> <p>(1) 設計活動に係る品質管理の実績</p> <p>「設計活動に係る品質管理の実績」として、実施した設計の管理の方法を「3. 設計活動に係る品質管理の実績」に記載する。</p> <p>具体的には、組織について「3.1 本申請における設計に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。）」に、実施する各段階について「3.2 本申請における設計の各段階とその審査」に、品質管理の方法について「3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法」に、調達管理の方法について「3.4 本申請における調達管理の方法」に、文書管理について「3.5 本申請における文書及び記録の管理」に、不適合管理について「3.6 本申請における不適合管理」に記載する。</p> <p>(2) その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項</p> <p>その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項については、「4. その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等」に記載する。</p> <p>具体的には、組織について「4.1 その後の工事等の活動に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。）」に、実施する各段階について「4.2 その後の設計、工事等の各段階とその審査」に、品質管理の方法について「4.3 その後の設計に係る品質管理の方法」、 「4.4 工事に係る品質管理の方法」及び「4.5 使用前事業者検査の方法」に、設計及び工事の計画の認可申請（以下「設工認」という。）</p> | <p>1. 概要</p> <p>本説明書は、変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書として、品質管理に関する事項に基づき、発電用原子炉施設の当該設置変更許可申請（以下「本申請」という。）に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績及びその後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項を記載する。</p> <p>2. 基本方針</p> <p>本説明書では、本申請における、「実施した設計活動に係る品質管理の実績」及び「その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項」を、以下のとおり説明する。</p> <p>(1) 実施した設計活動に係る品質管理の実績</p> <p>「実施した設計活動に係る品質管理の実績」として、実施した設計の管理の方法を「3. 設計活動に係る品質管理の実績」に記載する。</p> <p>具体的には、組織について「3.1 本申請における設計に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。）」に、実施する各段階について「3.2 本申請における設計の各段階とそのレビュー」に、品質管理の方法について「3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法」に、調達管理の方法について「3.4 本申請における調達管理の方法」に、文書管理について「3.5 本申請における文書及び記録の管理」に、不適合管理について「3.6 本申請における不適合管理」に記載する。</p> <p>(2) その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項</p> <p>その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項については、「4. その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等」に記載する。</p> <p>具体的には、組織について「4.1 その後の工事等の活動に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。）」に、実施する各段階について「4.2 その後の設計、工事等の各段階とそのレビュー」に、品質管理の方法について「4.3 その後の設計に係る品質管理の方法」、 「4.4 工事に係る品質管理の方法」及び「4.5 使用前事業者検査の方法」に、設計及び工事の計画の認可申請（以下「設工認」という。）</p> | <p>1. 概要</p> <p>本説明書は、変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書として、品質管理に関する事項に基づき、発電用原子炉施設の当該設置変更許可申請（以下「本申請」という。）に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績及びその後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項を記載する。</p> <p>2. 基本方針</p> <p>本説明書では、本申請における、「実施した設計活動に係る品質管理の実績」及び「その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項」を、以下のとおり説明する。</p> <p>(1) 設計活動に係る品質管理の実績</p> <p>「設計活動に係る品質管理の実績」として、実施した設計の管理の方法を「3. 設計活動に係る品質管理の実績」に記載する。</p> <p>具体的には、組織について「3.1 本申請における設計に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。）」に、実施する各段階について「3.2 本申請における設計の各段階とその審査」に、品質管理の方法について「3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法」に、調達管理の方法について「3.4 本申請における調達管理の方法」に、文書管理について「3.5 本申請における文書及び記録の管理」に、不適合管理について「3.6 本申請における不適合管理」に記載する。</p> <p>(2) その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項</p> <p>その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項については、「4. その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等」に記載する。</p> <p>具体的には、組織について「4.1 その後の工事等の活動に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。）」に、実施する各段階について「4.2 その後の設計、工事等の各段階とその審査」に、品質管理の方法について「4.3 その後の設計に係る品質管理の方法」、 「4.4 工事に係る品質管理の方法」及び「4.5 使用前事業者検査の方法」に、設計及び工事の計画の認可申請（以下「設工認」という。）</p> | <p>(女川) 記載表現の相違 ・東海実装の反映</p> <p>(女川) 記載表現の相違 ・東海実装の反映</p> <p>(女川) 記載表現の相違 ・東海実装の反映</p> |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 添付書類十一 比較表

添付書類十一

| 東海第二発電所 有毒ガス | 女川原子力発電所2号炉 有毒ガス | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|---|---|--|---|
| <p>における調達管理の方法について「4.6 設工認における調達管理の方法」に、文書管理について「4.7 その後の設計、工事等における文書及び記録の管理」に、不適合管理について「4.8 その後の不適合管理」に記載する。</p> <p>また、設工認に基づき、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年6月28日原子力規制委員会規則第6号）（以下「技術基準規則」という。）」への適合性を確保するために必要となる設備（以下「適合性確認対象設備」という。）の施設管理について、「5. 適合性確認対象設備の施設管理」に記載する。</p> <p>3. 設計活動に係る品質管理の実績</p> <p>本申請に当たって実施した設計に係る品質管理は、発電用原子炉設置変更許可申請書本文における「十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」（以下「設置許可本文十一号」という。）に基づき以下のとおり実施する。</p> <p>3.1 本申請における設計に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。）</p> <p>設計及び調達（「3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法」）並びに調達（「3.4 本申請における調達管理の方法」）の各プロセスを主管する組織を第1表に示す。</p> <p>第1表に示す各プロセスを主管する組織の長は、担当する設備に関する設計並びに調達について、責任と権限を持つ。</p> | <p>における調達管理の方法について「4.6 設工認における調達管理の方法」に、文書管理について「4.7 その後の設計、工事等における文書及び記録の管理」に、不適合管理について「4.8 その後の不適合管理」に記載する。</p> <p>また、設工認に基づき、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年6月28日原子力規制委員会規則第6号）」（以下「技術基準規則」という。）等への適合性を確保するために必要となる設備（以下「適合性確認対象設備」という。）の施設管理について、「5. 適合性確認対象設備の施設管理」に記載する。</p> <p>3. 設計活動に係る品質管理の実績</p> <p>本申請に当たって実施した設計に係る品質管理は、発電用原子炉設置変更許可申請書本文における「十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」（以下「設置許可本文十一号」という。）に基づき以下のとおり実施する。</p> <p>ただし、本申請における設計及び調達に係る実績のうち、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき変更認可された発電用原子炉施設保安規定の施行までに実施した業務は、設置許可本文十一号に基づくものではないことから、本申請における活動実績に応じて記載する。</p> <p>なお、令和2年4月1日に届出を実施した本文十一号について、変更となる事項はない。</p> <p>3.1 本申請における設計に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。）</p> <p>設計及び調達（「3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法」）並びに調達（「3.4 本申請における調達管理の方法」）の各プロセスを主管する組織を第1表に示す。</p> <p>第1表に示す各プロセスを主管する組織の長は、担当する設備に関する設計並びに調達について、責任と権限を持つ。</p> | <p>における調達管理の方法について「4.6 設工認における調達管理の方法」に、文書管理について「4.7 その後の設計、工事等における文書及び記録の管理」に、不適合管理について「4.8 その後の不適合管理」に記載する。</p> <p>また、設工認に基づき、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年6月28日原子力規制委員会規則第6号）（以下「技術基準規則」という。）」への適合性を確保するために必要となる設備（以下「適合性確認対象設備」という。）の施設管理について、「5. 適合性確認対象設備の施設管理」に記載する。</p> <p>3. 設計活動に係る品質管理の実績</p> <p>本申請に当たって実施した設計に係る品質管理は、発電用原子炉設置変更許可申請書本文における「十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」（以下「設置許可本文十一号」という。）に基づき以下のとおり実施する。</p> <p>ただし、本申請における設計及び調達に係る実績のうち、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき変更認可された発電用原子炉施設保安規定の施行までに実施した業務は、設置許可本文十一号に基づくものではないことから、本申請における活動実績に応じて記載する。</p> <p>なお、令和2年4月1日に届出を実施した設置許可本文十一号について、変更となる事項はない。</p> <p>3.1 本申請における設計に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。）</p> <p>設計及び調達（「3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法」）並びに調達（「3.4 本申請における調達管理の方法」）の各プロセスを主管する組織を第1表に示す。</p> <p>第1表に示す各プロセスを主管する組織の長は、担当する設備に関する設計並びに調達について、責任と権限を持つ。</p> | <p>（女川）記載表現の相違 ・東海支議の反映 ・設工認の適合性確認は「技術基準規則」に基づき実施することから記載を明確化する観点で”等”を記載しない。</p> <p>（新館）記載方針の相違 ・女川、泊は品質管理基準規則施行前にも申請に係る活動を実施したため本項目に記載。 ・新館は、品質管理基準規則施行後に申請に係る活動を行ったため、本項目に記載していない。</p> <p>（女川）記載表現の相違 ・本資料においては「設置許可本文十一号」を読み替えて用いているため、他の記載箇所と整合を図った。</p> |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

| 東海第二発電所 有毒ガス | 女川原子力発電所2号炉 有毒ガス | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|-------------------------|------------------------|-------------------------|-----------------------------|
| <p>図1 適合性確認に関する体制表</p> | <p>図1 適合性確認に関する体制</p> | <p>図1 適合性確認に関する体制表</p> | <p>(東海、女川) 組織体制の相違</p> |
| <p>第1図 適合性確認に関する体制表</p> | <p>第1図 適合性確認に関する体制</p> | <p>第1図 適合性確認に関する体制表</p> | <p>(女川) 記載表現の相違・東海記載の反映</p> |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類十一

| 東海第二発電所 有毒ガス | 女川原子力発電所2号炉 有毒ガス | 泊発電所3号炉 | 相違理由 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|---------------------------|-------------------------|---|--------------------|---|--|------|------|-------------------------|---|--------------------|---------------|--|-----|------|------|-----|---------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-------------------------|--------------------------|---------------------------|-----|----------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-------------------------|--------------------------|---------------------------|--|
| <p style="text-align: center;">第1表 設計及び調達の実施の体制</p> <table border="1" data-bbox="174 279 698 550"> <thead> <tr> <th>プロセス</th> <th>主管組織</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法</td> <td>本店 発電管理室 発電所 発電室 発電所 安全管理室 発電所 保守室 発電所 安全・防災室</td> </tr> <tr> <td>3.4 本申請における調達管理の方法</td> <td>本店 資材燃料室 本店 発電管理室 発電所 発電室 発電所 安全管理室 発電所 保守室 発電所 安全・防災室</td> </tr> </tbody> </table> <p>3.1.1 設計に係る組織 設計は、第1表に示す主管組織のうち、「3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法」に係る組織が設計を主管する組織として実施する。 この設計に必要な資料の作成を行うため、第1図に示す体制を定めて設計に係る活動を実施する。 なお、本申請において上記による体制で実施した。</p> <p>3.1.2 調達に係る組織 調達は、第1表に示す本店組織及び発電所組織の調達を主管する組織で実施する。 なお、本申請に係る調達については、本店資材燃料室及び本店発電管理室で実施した。</p> <p>3.2 本申請における設計の各段階とその審査 本申請における設計は、本申請における申請書作成及びこれに付随する基本的な設計として、設置許可本文十一号「(7)(iii) 設計開発」のうち、必要な事項に基づき以下のとおり実施する。 本申請における設計の各段階と設置許可本文十一号との関係を第2表に示す。</p> | プロセス | 主管組織 | 3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法 | 本店 発電管理室 発電所 発電室 発電所 安全管理室 発電所 保守室 発電所 安全・防災室 | 3.4 本申請における調達管理の方法 | 本店 資材燃料室 本店 発電管理室 発電所 発電室 発電所 安全管理室 発電所 保守室 発電所 安全・防災室 | <p style="text-align: center;">第1表 本申請における設計及び調達の実施の体制表</p> <table border="1" data-bbox="824 279 1294 550"> <thead> <tr> <th>プロセス</th> <th>主管組織</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法</td> <td>本店 原子力部 原子力運営 本店 原子力部 原子力設備 本店 原子力部 原子力技術</td> </tr> <tr> <td>3.4 本申請における調達管理の方法</td> <td>本店 原子力部 原子力技術</td> </tr> </tbody> </table> <p>3.1.1 設計に係る組織 設計は、第1図に示す主管組織のうち、「3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法」に係る組織が設計を主管する組織として実施する。 この設計に必要な資料の作成を行うため、第1表に示す体制を定めて設計に係る活動を実施する。 なお、本申請において上記による体制で実施した。</p> <p>3.1.2 調達に係る組織 調達は、第1表に示す本店組織の調達を主管する組織で実施する。 なお、本申請において上記による体制で実施した。</p> <p>3.2 本申請における設計の各段階とそのレビュー 本申請における設計は、本申請における申請書作成及びこれに付随する基本的な設計として、設置許可本文十一号「7.3 設計開発」のうち、必要な事項に基づき以下のとおり実施する。 本申請における設計の各段階と設置許可本文十一号との関係を第2表に示す。</p> | プロセス | 主管組織 | 3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法 | 本店 原子力部 原子力運営 本店 原子力部 原子力設備 本店 原子力部 原子力技術 | 3.4 本申請における調達管理の方法 | 本店 原子力部 原子力技術 | <p style="text-align: center;">第1表 設計及び調達の実施の体制</p> <table border="1" data-bbox="1435 279 1895 710"> <thead> <tr> <th>項番号</th> <th>プロセス</th> <th>主管組織</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">3.3</td> <td rowspan="10">本申請における設計に係る品質管理の方法</td> <td>本店 原子力事業統括部 原子力土木第1グループ</td> </tr> <tr> <td>本店 原子力事業統括部 原子力土木第2グループ</td> </tr> <tr> <td>本店 原子力事業統括部 原子力土木第3グループ</td> </tr> <tr> <td>本店 原子力事業統括部 原子力土木第4グループ</td> </tr> <tr> <td>本店 原子力事業統括部 原子力建設グループ</td> </tr> <tr> <td>本店 原子力事業統括部 原子力運営グループ</td> </tr> <tr> <td>本店 原子力事業統括部 原子力設備グループ</td> </tr> <tr> <td>本店 原子力事業統括部 原子力安全推進グループ</td> </tr> <tr> <td>本店 原子力事業統括部 原子力リスク管理グループ</td> </tr> <tr> <td>本店 原子力事業統括部 原子力燃料サイクルグループ</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">3.4</td> <td rowspan="10">本申請における調達管理の方法</td> <td>本店 原子力事業統括部 原子力土木第1グループ</td> </tr> <tr> <td>本店 原子力事業統括部 原子力土木第2グループ</td> </tr> <tr> <td>本店 原子力事業統括部 原子力土木第3グループ</td> </tr> <tr> <td>本店 原子力事業統括部 原子力土木第4グループ</td> </tr> <tr> <td>本店 原子力事業統括部 原子力建設グループ</td> </tr> <tr> <td>本店 原子力事業統括部 原子力運営グループ</td> </tr> <tr> <td>本店 原子力事業統括部 原子力設備グループ</td> </tr> <tr> <td>本店 原子力事業統括部 原子力安全推進グループ</td> </tr> <tr> <td>本店 原子力事業統括部 原子力リスク管理グループ</td> </tr> <tr> <td>本店 原子力事業統括部 原子力燃料サイクルグループ</td> </tr> </tbody> </table> <p>3.1.1 設計に係る組織 設計は、第1表に示す主管組織のうち、「3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法」に係る組織が設計を主管する組織として実施する。 この設計に必要な資料の作成を行うため、第1図に示す体制を定めて設計に係る活動を実施する。 なお、本申請において上記による体制で実施した。</p> <p>3.1.2 調達に係る組織 調達は、第1表に示す本店組織の調達を主管する組織で実施する。 なお、本申請において上記による体制で実施した。</p> <p>3.2 本申請における設計の各段階とその審査 本申請における設計は、本申請における申請書作成及びこれに付随する基本的な設計として、設置許可本文十一号「7.3 設計開発」のうち、必要な事項に基づき以下のとおり実施する。 本申請における設計の各段階と設置許可本文十一号との関係を第2表に示す。</p> | 項番号 | プロセス | 主管組織 | 3.3 | 本申請における設計に係る品質管理の方法 | 本店 原子力事業統括部 原子力土木第1グループ | 本店 原子力事業統括部 原子力土木第2グループ | 本店 原子力事業統括部 原子力土木第3グループ | 本店 原子力事業統括部 原子力土木第4グループ | 本店 原子力事業統括部 原子力建設グループ | 本店 原子力事業統括部 原子力運営グループ | 本店 原子力事業統括部 原子力設備グループ | 本店 原子力事業統括部 原子力安全推進グループ | 本店 原子力事業統括部 原子力リスク管理グループ | 本店 原子力事業統括部 原子力燃料サイクルグループ | 3.4 | 本申請における調達管理の方法 | 本店 原子力事業統括部 原子力土木第1グループ | 本店 原子力事業統括部 原子力土木第2グループ | 本店 原子力事業統括部 原子力土木第3グループ | 本店 原子力事業統括部 原子力土木第4グループ | 本店 原子力事業統括部 原子力建設グループ | 本店 原子力事業統括部 原子力運営グループ | 本店 原子力事業統括部 原子力設備グループ | 本店 原子力事業統括部 原子力安全推進グループ | 本店 原子力事業統括部 原子力リスク管理グループ | 本店 原子力事業統括部 原子力燃料サイクルグループ | <p>(女川) 記載表現の相違 ・東海2号機の反映</p> <p>(東海、女川) 組織体制の相違</p> <p>(女川) 記載方針の相違 ・東海2号機の反映</p> <p>(女川) 記載方針の相違 ・東海2号機の反映</p> <p>(東海) 組織体制の相違</p> <p>(東海) 活動記録の相違</p> <p>(女川) 記載表現の相違 ・東海2号機の反映 (東海) 記載表現の相違</p> |
| プロセス | 主管組織 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法 | 本店 発電管理室 発電所 発電室 発電所 安全管理室 発電所 保守室 発電所 安全・防災室 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3.4 本申請における調達管理の方法 | 本店 資材燃料室 本店 発電管理室 発電所 発電室 発電所 安全管理室 発電所 保守室 発電所 安全・防災室 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| プロセス | 主管組織 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法 | 本店 原子力部 原子力運営 本店 原子力部 原子力設備 本店 原子力部 原子力技術 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3.4 本申請における調達管理の方法 | 本店 原子力部 原子力技術 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 項番号 | プロセス | 主管組織 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3.3 | 本申請における設計に係る品質管理の方法 | 本店 原子力事業統括部 原子力土木第1グループ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 本店 原子力事業統括部 原子力土木第2グループ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 本店 原子力事業統括部 原子力土木第3グループ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 本店 原子力事業統括部 原子力土木第4グループ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 本店 原子力事業統括部 原子力建設グループ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 本店 原子力事業統括部 原子力運営グループ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 本店 原子力事業統括部 原子力設備グループ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 本店 原子力事業統括部 原子力安全推進グループ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 本店 原子力事業統括部 原子力リスク管理グループ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 本店 原子力事業統括部 原子力燃料サイクルグループ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3.4 | 本申請における調達管理の方法 | 本店 原子力事業統括部 原子力土木第1グループ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 本店 原子力事業統括部 原子力土木第2グループ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 本店 原子力事業統括部 原子力土木第3グループ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 本店 原子力事業統括部 原子力土木第4グループ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 本店 原子力事業統括部 原子力建設グループ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 本店 原子力事業統括部 原子力運営グループ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 本店 原子力事業統括部 原子力設備グループ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 本店 原子力事業統括部 原子力安全推進グループ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 本店 原子力事業統括部 原子力リスク管理グループ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 本店 原子力事業統括部 原子力燃料サイクルグループ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類十一

| 東海第二発電所 有毒ガス | 女川原子力発電所2号炉 有毒ガス | 泊発電所3号炉 | 相違理由 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---------------------------|----------------------------|------|-----|-------------------|----------------------------|-------|---------------------------|---------------------------|-----------|-------------------------|--------------------|----------|--------------------|---------------------------|-------|-----------------------|----------------|-----|------------|------------------|---|-----|----------------|----|-----|--------------|----------------------------|-------|------------------|---------------------------|-----------|--------------------|--------------------|----------|---------------|---------------------------|--------|------------------|----------------|-----|--------|------------------|---|-----|----------------|----|-----|--------------|----------------------------|-------|------------------|---------------------------|-----------|--------------------|--------------------|----------|---------------|---------------------------|--------|------------------|----------------|-----|--------|------------------|---|
| <p>第2表 本申請における設計及び調達の各段階</p> <table border="1" data-bbox="190 199 638 542"> <thead> <tr> <th>各段階</th> <th>設置許可本文十一号の対応項目</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3.3</td> <td>(7)(iii)a. 設計開発計画</td> <td>本申請及びこれに付随する基本設計を実施するための計画</td> </tr> <tr> <td>3.3.1</td> <td>(7)(iii)b. 設計開発に用いる情報の明確化</td> <td>本申請及びこれに付随する基本設計の要求事項の明確化</td> </tr> <tr> <td>3.3.2(1)※</td> <td>(7)(iii)c. 設計開発の結果に係る情報</td> <td>本申請における申請書作成のための設計</td> </tr> <tr> <td>3.3.2(2)</td> <td>(7)(iii)e. 設計開発の検証</td> <td>本申請及びこれに付随する基本設計の妥当性のチェック</td> </tr> <tr> <td>3.3.3</td> <td>(7)(iii)g. 設計開発の変更の管理</td> <td>設計対象の追加や変更時の対応</td> </tr> <tr> <td>3.4</td> <td>(7)(iv) 調達</td> <td>本申請に必要な設計に係る調達管理</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：「3.2 本申請における設計の各段階とその審査」で述べている「設計の各段階における審査」の各段階を示す。</p> <p>設計を主管する組織の長は、第2表に示す設計の各段階における審査として体系的な審査である設計開発レビューを実施するとともに、記録を管理する。</p> <p>設計の各段階における設計開発レビューについては、第1表に示す設計を主管する組織のうち、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する組織の代表者及び当該設備の設計に関する専門家を参加させて実施する。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法</p> <p>設計を主管する組織の長は、本申請における設計として、「3.3.1 設計開発に用いる情報の明確化」、「3.3.2(1) 申請書作成のための設計」及び「3.3.2(2) 設計のアウトプットに対する検証」の各段階を実施する。</p> <p>以下に各段階の活動内容を示す。</p> <p>3.3.1 設計開発に用いる情報の明確化</p> <p>設計を主管する組織の長は、本申請に必要な設計開発に用いる情報を明確にし、設計開発レビューを実施する。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> | 各段階 | 設置許可本文十一号の対応項目 | 概要 | 3.3 | (7)(iii)a. 設計開発計画 | 本申請及びこれに付随する基本設計を実施するための計画 | 3.3.1 | (7)(iii)b. 設計開発に用いる情報の明確化 | 本申請及びこれに付随する基本設計の要求事項の明確化 | 3.3.2(1)※ | (7)(iii)c. 設計開発の結果に係る情報 | 本申請における申請書作成のための設計 | 3.3.2(2) | (7)(iii)e. 設計開発の検証 | 本申請及びこれに付随する基本設計の妥当性のチェック | 3.3.3 | (7)(iii)g. 設計開発の変更の管理 | 設計対象の追加や変更時の対応 | 3.4 | (7)(iv) 調達 | 本申請に必要な設計に係る調達管理 | <p>第2表 本申請における設計及び調達の各段階</p> <table border="1" data-bbox="851 199 1276 702"> <thead> <tr> <th>各段階</th> <th>設置許可本文十一号の対応項目</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3.3</td> <td>7.3.1 設計開発計画</td> <td>本申請及びこれに付随する基本設計を実施するための計画</td> </tr> <tr> <td>3.3.1</td> <td>7.3.2 設計開発に用いる情報</td> <td>本申請及びこれに付随する基本設計の要求事項の明確化</td> </tr> <tr> <td>3.3.2(1)*</td> <td>7.3.3 設計開発の結果に係る情報</td> <td>本申請における申請書作成のための設計</td> </tr> <tr> <td>3.3.2(2)</td> <td>7.3.5 設計開発の検証</td> <td>本申請及びこれに付随する基本設計の妥当性のチェック</td> </tr> <tr> <td>3.3.3*</td> <td>7.3.7 設計開発の変更の管理</td> <td>設計対象の追加や変更時の対応</td> </tr> <tr> <td>3.4</td> <td>7.4 調達</td> <td>本申請に必要な設計に係る調達管理</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：「3.2 本申請における設計の各段階とそのレビュー」で述べている「設計の各段階におけるレビュー」の各段階を示す。</p> <p>設計を主管する組織の長は、第2表に示すアウトプットに対する審査（以下「レビュー」という。）を実施するとともに、記録を管理する。</p> <p>なお、設計の各段階におけるレビューについては、第1表に示す設計を主管する組織の中で当該設備の設計に関する専門家を含めて実施する。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法</p> <p>設計を主管する組織の長は、本申請における設計として、「3.3.1 設計開発に用いる情報の明確化」、「3.3.2(1) 申請書作成のための設計」及び「3.3.2(2) 設計のアウトプットに対する検証」の各段階を実施する。</p> <p>以下に各段階の活動内容を示す。</p> <p>3.3.1 設計開発に用いる情報の明確化</p> <p>設計を主管する組織の長は、本申請に必要な設計開発に用いる情報を明確にする。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> | 各段階 | 設置許可本文十一号の対応項目 | 概要 | 3.3 | 7.3.1 設計開発計画 | 本申請及びこれに付随する基本設計を実施するための計画 | 3.3.1 | 7.3.2 設計開発に用いる情報 | 本申請及びこれに付随する基本設計の要求事項の明確化 | 3.3.2(1)* | 7.3.3 設計開発の結果に係る情報 | 本申請における申請書作成のための設計 | 3.3.2(2) | 7.3.5 設計開発の検証 | 本申請及びこれに付随する基本設計の妥当性のチェック | 3.3.3* | 7.3.7 設計開発の変更の管理 | 設計対象の追加や変更時の対応 | 3.4 | 7.4 調達 | 本申請に必要な設計に係る調達管理 | <p>第2表 本申請における設計及び調達の各段階</p> <table border="1" data-bbox="1400 199 1915 566"> <thead> <tr> <th>各段階</th> <th>設置許可本文十一号の対応項目</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3.3</td> <td>7.3.1 設計開発計画</td> <td>本申請及びこれに付随する基本設計を実施するための計画</td> </tr> <tr> <td>3.3.1</td> <td>7.3.2 設計開発に用いる情報</td> <td>本申請及びこれに付随する基本設計の要求事項の明確化</td> </tr> <tr> <td>3.3.2(1)*</td> <td>7.3.3 設計開発の結果に係る情報</td> <td>本申請における申請書作成のための設計</td> </tr> <tr> <td>3.3.2(2)</td> <td>7.3.5 設計開発の検証</td> <td>本申請及びこれに付随する基本設計の妥当性のチェック</td> </tr> <tr> <td>3.3.3*</td> <td>7.3.7 設計開発の変更の管理</td> <td>設計対象の追加や変更時の対応</td> </tr> <tr> <td>3.4</td> <td>7.4 調達</td> <td>本申請に必要な設計に係る調達管理</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 「3.2 本申請における設計の各段階とその審査」で述べている「設計の各段階における審査」の各段階を示す。</p> <p>設計を主管する組織の長は、第2表に示す設計の各段階における審査として体系的な審査である設計開発レビューを実施するとともに、記録を管理する。</p> <p>設計の各段階における設計開発レビューについては、第1表に示す設計を主管する組織のうち、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する組織の代表者及び当該設備の設計に関する専門家を参加させて実施する。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法</p> <p>設計を主管する組織の長は、本申請における設計として、「3.3.1 設計開発に用いる情報の明確化」、「3.3.2(1) 申請書作成のための設計」及び「3.3.2(2) 設計のアウトプットに対する検証」の各段階を実施する。</p> <p>以下に各段階の活動内容を示す。</p> <p>3.3.1 設計開発に用いる情報の明確化</p> <p>設計を主管する組織の長は、本申請に必要な設計開発に用いる情報を明確にし、設計開発レビューを実施する。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> | 各段階 | 設置許可本文十一号の対応項目 | 概要 | 3.3 | 7.3.1 設計開発計画 | 本申請及びこれに付随する基本設計を実施するための計画 | 3.3.1 | 7.3.2 設計開発に用いる情報 | 本申請及びこれに付随する基本設計の要求事項の明確化 | 3.3.2(1)* | 7.3.3 設計開発の結果に係る情報 | 本申請における申請書作成のための設計 | 3.3.2(2) | 7.3.5 設計開発の検証 | 本申請及びこれに付随する基本設計の妥当性のチェック | 3.3.3* | 7.3.7 設計開発の変更の管理 | 設計対象の追加や変更時の対応 | 3.4 | 7.4 調達 | 本申請に必要な設計に係る調達管理 | <p>(東海) 記載表現の相違</p> <p>(女川) 記載表現の相違 ・東海記録の反映</p> <p>(女川) 記載表現の相違 ・東海記録の反映</p> <p>(女川) 記載表現の相違 ・東海記録の反映</p> <p>(女川) 記載表現の相違 ・東海記録の反映</p> |
| 各段階 | 設置許可本文十一号の対応項目 | 概要 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3.3 | (7)(iii)a. 設計開発計画 | 本申請及びこれに付随する基本設計を実施するための計画 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3.3.1 | (7)(iii)b. 設計開発に用いる情報の明確化 | 本申請及びこれに付随する基本設計の要求事項の明確化 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3.3.2(1)※ | (7)(iii)c. 設計開発の結果に係る情報 | 本申請における申請書作成のための設計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3.3.2(2) | (7)(iii)e. 設計開発の検証 | 本申請及びこれに付随する基本設計の妥当性のチェック | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3.3.3 | (7)(iii)g. 設計開発の変更の管理 | 設計対象の追加や変更時の対応 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3.4 | (7)(iv) 調達 | 本申請に必要な設計に係る調達管理 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 各段階 | 設置許可本文十一号の対応項目 | 概要 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3.3 | 7.3.1 設計開発計画 | 本申請及びこれに付随する基本設計を実施するための計画 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3.3.1 | 7.3.2 設計開発に用いる情報 | 本申請及びこれに付随する基本設計の要求事項の明確化 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3.3.2(1)* | 7.3.3 設計開発の結果に係る情報 | 本申請における申請書作成のための設計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3.3.2(2) | 7.3.5 設計開発の検証 | 本申請及びこれに付随する基本設計の妥当性のチェック | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3.3.3* | 7.3.7 設計開発の変更の管理 | 設計対象の追加や変更時の対応 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3.4 | 7.4 調達 | 本申請に必要な設計に係る調達管理 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 各段階 | 設置許可本文十一号の対応項目 | 概要 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3.3 | 7.3.1 設計開発計画 | 本申請及びこれに付随する基本設計を実施するための計画 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3.3.1 | 7.3.2 設計開発に用いる情報 | 本申請及びこれに付随する基本設計の要求事項の明確化 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3.3.2(1)* | 7.3.3 設計開発の結果に係る情報 | 本申請における申請書作成のための設計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3.3.2(2) | 7.3.5 設計開発の検証 | 本申請及びこれに付随する基本設計の妥当性のチェック | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3.3.3* | 7.3.7 設計開発の変更の管理 | 設計対象の追加や変更時の対応 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3.4 | 7.4 調達 | 本申請に必要な設計に係る調達管理 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

泊発電所3号炉 添付書類十一 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類十一

| 東海第二発電所 有毒ガス | 女川原子力発電所2号炉 有毒ガス | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|--|--|--|--|
| <p>3.3.2 設計及び設計のアウトプットに対する検証</p> <p>設計を主管する組織の長は、本申請における設計を以下のとおり実施する。</p> <p>(1) 申請書作成のための設計</p> <p>設計を主管する組織の長は、本申請における申請書作成のための設計を実施する。</p> <p>設計に際しては、設計開発レビューを実施する。</p> <p>また、設計を主管する組織の長は、本申請における申請書の作成に必要な基本的な設計の品質を確保する上で重要な活動となる、「調達による解析」及び「手計算による自社解析」について、個別に管理事項を実施し、品質を確保する。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>(2) 設計のアウトプットに対する検証</p> <p>設計を主管する組織の長は、「3.3.2 設計及び設計のアウトプットに対する検証」における設計のアウトプットが設計のインプット（「3.3.1 設計開発に用いる情報の明確化」）で与えられた要求事項に対する適合性を確認した上で、要求事項を満たしていることの検証を、組織の要員に指示する。</p> <p>この検証は当該設計開発を行った要員以外の者に実施させる。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>(3) 申請書の作成</p> <p>設計を主管する組織の長は、本申請における申請書作成のための設計のアウトプットを基に、本申請に必要な書類等を取りまとめる。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>(4) 申請書の承認</p> <p>設計を主管する組織の長は、作成した資料を取りまとめ、原子炉施設保安委員会へ付議し、審議及び確認を得る。</p> <p>また、本申請の提出手続きを主管する組織の長は、原子炉施設保安委員会の審議及び確認を得た本申請における申請書について、原子力規制委員会への提出手続きの承認を得る。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> | <p>3.3.2 設計及び設計のアウトプットに対する検証</p> <p>設計を主管する組織の長は、本申請における設計を以下のとおり実施する。</p> <p>(1) 申請書作成のための設計</p> <p>設計を主管する組織の長は、本申請における申請書作成のための設計を実施する。</p> <p>また、設計を主管する組織の長は、本申請における申請書の作成に必要な基本的な設計の品質を確保する上で重要な活動となる、「調達による解析」及び「手計算による自社解析」について、個別に管理事項を実施し、品質を確保する。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>(2) 設計のアウトプットに対する検証</p> <p>設計を主管する組織の長は、「3.3.2 設計及び設計のアウトプットに対する検証」のアウトプットが設計のインプット（「3.3.1 設計開発に用いる情報の明確化」）で与えられた要求事項に対する適合性を確認した上で、要求事項を満たしていることの検証を、組織の要員に指示する。</p> <p>なお、この検証は当該業務を直接実施した原設計者以外の者に実施させる。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>(3) 申請書の作成</p> <p>設計を主管する組織の長は、本申請における申請書作成のための設計からのアウトプットを基に、本申請に必要な書類等を取りまとめる。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>(4) 申請書の承認</p> <p>設計を主管する組織の長は、作成した資料を取りまとめ、原子炉施設保安委員会へ付議し、審議及び確認を得る。</p> <p>また、本申請の提出手続きを主管する組織の長は、原子炉施設保安委員会の審議及び確認を得た本申請における申請書について、原子力規制委員会への提出手続きの承認を得る。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> | <p>3.3.2 設計及び設計のアウトプットに対する検証</p> <p>設計を主管する組織の長は、本申請における設計を以下のとおり実施する。</p> <p>(1) 申請書作成のための設計</p> <p>設計を主管する組織の長は、本申請における申請書作成のための設計を実施する。</p> <p>設計に際しては、設計開発レビューを実施する。</p> <p>また、設計を主管する組織の長は、本申請における申請書の作成に必要な基本的な設計の品質を確保する上で重要な活動となる、「調達による解析」及び「手計算による自社解析」について、個別に管理事項を実施し、品質を確保する。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>(2) 設計のアウトプットに対する検証</p> <p>設計を主管する組織の長は、「3.3.2 設計及び設計のアウトプットに対する検証」における設計のアウトプットが設計のインプット（「3.3.1 設計開発に用いる情報の明確化」）で与えられた要求事項に対する適合性を確認した上で、要求事項を満たしていることの検証を、組織の要員に指示する。</p> <p>この検証は当該設計開発を行った要員以外の者に実施させる。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>(3) 申請書の作成</p> <p>設計を主管する組織の長は、本申請における申請書作成のための設計のアウトプットを基に、本申請に必要な書類等を取りまとめる。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>(4) 申請書の承認</p> <p>設計を主管する組織の長は、作成した資料を取りまとめ、原子力発電安全委員会へ付議し、審議及び確認を得る。</p> <p>また、本申請の提出手続きを主管する組織の長は、原子力発電安全委員会の審議及び確認を得た本申請における申請書について、原子力規制委員会への提出手続きの承認を得る。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> | <p></p> <p>(女川) 記載表現の相違 ・東海実議の反映</p> <p>(女川) 記載表現の相違 ・東海実議の反映</p> <p>(女川) 記載表現の相違 ・東海実議の反映</p> <p>(女川) 記載表現の相違 ・東海実議の反映</p> <p>(東海、女川) 名称の相違 ・原子力発電安全委員会</p> |

泊発電所3号炉 添付書類十一 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類十一

| 東海第二発電所 有毒ガス | 女川原子力発電所2号炉 有毒ガス | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|---|--|---|--|
| <p>3.3.3 設計における変更</p> <p>設計を主管する組織の長は、設計の変更が必要となった場合、各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な設計を実施し、影響を受けた段階以降の設計結果を必要に応じ修正する。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> | <p>3.3.3 設計における変更</p> <p>設計を主管する組織の長は、設計の変更が必要となった場合、各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な設計を実施し、影響を受けた段階以降の設計結果を必要に応じ修正する。</p> <p>3.3.4 新検査制度移行に際しての本申請における設計管理の特例</p> <p>設計を主管する組織の長が実施する本申請における設計管理の対象となる業務のうち、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき変更認可された発電用原子炉施設保安規定の施行までに実施した本申請における申請書作成に係る社内手続き又は基本設計に係る調達製品の検証については、設置許可本文十一号に基づく設計管理は適用しない。</p> | <p>3.3.3 設計における変更</p> <p>設計を主管する組織の長は、設計の変更が必要となった場合、各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な設計を実施し、影響を受けた段階以降の設計結果を必要に応じ修正する。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>3.3.4 新検査制度移行に際しての本申請における設計管理の特例</p> <p>設計を主管する組織の長が実施する本申請における設計管理の対象となる業務のうち、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき変更認可された発電用原子炉施設保安規定の施行までに実施した本申請における申請書作成に係る社内手続き又は基本設計に係る調達製品の検証については、設置許可本文十一号に基づく設計管理は適用しない。</p> | <p>(女川) 活動実績の相違</p> <p>(東海) 記載方針の相違</p> <p>・女川 物品管理基準 規則施行前にも申請に係る設計活動を実施したため本項目に記載</p> <p>・東海 品質管理基準 規則施行後に申請に係る活動を行ったため、本項目に記載していない。</p> |
| <p>3.4 本申請における調達管理の方法</p> <p>調達を主管する組織の長は、調達管理を確実にするために、設置許可本文十一号に基づき以下に示す管理を実施する。</p> | <p>3.4 本申請における調達管理の方法</p> <p>調達を主管する組織の長は、調達管理を確実にするために、設置許可本文十一号に基づき以下に示す管理を実施する。</p> | <p>3.4 本申請における調達管理の方法</p> <p>調達を主管する組織の長は、調達管理を確実にするために、設置許可本文十一号に基づき以下に示す管理を実施する。</p> | |
| <p>3.4.1 供給者の技術的評価</p> <p>契約及び調達を主管する組織の長は、供給者が当社の要求事項に従って調達製品を供給する技術的な能力を判断の根拠として、供給者の技術的評価を実施する。</p> | <p>3.4.1 供給者の技術的評価</p> <p>調達を主管する組織の長は、供給者が当社の要求事項に従って調達製品を供給する技術的な能力を判断の根拠として、供給者の技術的評価を実施する。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> | <p>3.4.1 供給者の技術的評価</p> <p>調達を主管する組織の長は、供給者が当社の要求事項に従って調達製品を供給する技術的な能力を判断の根拠として、供給者の技術的評価を実施する。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> | <p>(東海) 組織体制の相違</p> <p>・東海 契約主管組織が全体とりまとめとして供給者の技術的評価に関与する。</p> <p>・女川、泊は供給者の技術的評価に契約主管組織が関与しない。</p> <p>(東海) 活動実績の相違</p> |
| <p>3.4.2 供給者の選定</p> <p>調達を主管する組織の長は、本申請における設計に必要な調達を行う場合、調達に必要な要求事項を明確にし、契約を主管する組織の長へ供給者の選定を依頼する。</p> | <p>3.4.2 供給者の選定</p> <p>調達を主管する組織の長は、本申請における設計に必要な調達を行う場合、調達に必要な要求事項を明確にし、契約を主管する組織の長へ供給者の選定を依頼する。</p> | <p>3.4.2 供給者の選定</p> <p>調達を主管する組織の長は、本申請における設計に必要な調達を行う場合、調達に必要な要求事項を明確にし、契約を主管する組織の長へ供給者の選定を依頼する。</p> | |

泊発電所3号炉 添付書類十一 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類十一

| 東海第二発電所 有毒ガス | 女川原子力発電所2号炉 有毒ガス | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|--|---|--|---|
| <p>また、契約を主管する組織の長は、「3.4.1 供給者の技術的評価」で、技術的な能力があると判断した供給者を選定する。 供給者に対しては品質保証計画書を提出させ審査する。</p> <p>3.4.3 調達管理 調達を主管する組織の長は、調達に関する品質保証活動を行うに当たって、以下に基づき業務を実施する。 なお、本申請において上記による活動は以下のとおり実施した。</p> <p>(1) 仕様書の作成 調達を主管する組織の長は、業務の内容に応じ、設置許可本文十一号に基づく調達要求事項を含めた仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。（「3.4.3(2) 調達した役務の検証」参照）</p> <p>(2) 調達した役務の検証 調達を主管する組織の長は、調達した役務が調達要求事項を満たしていることを確実にするために調達した役務の検証を行う。 供給者先で検証を実施する場合は、あらかじめ仕様書で検証の要領及び調達した役務のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。</p> <p>3.4.4 調達先品質保証監査 供給者に対する監査を主管する組織の長は、供給者の品質保証活動及び健全な安全文化を育成し維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、調達先品質保証監査を実施する。</p> <p>3.5 本申請における文書及び記録の管理 本申請における設計に係る文書及び記録については、設置許可本文十一号に定める品質マネジメント文書、それらに基づき作成される品質記録であり、これらを適切に管理する。</p> <p>3.6 本申請における不適合管理 本申請に基づく設計において発生した不適合については、適切に処置を行う。</p> | <p>また、契約を主管する組織の長は、「3.4.1 供給者の技術的評価」で、技術的な能力があると判断した供給者を選定する。 供給者に対しては品質保証計画書を提出させ審査する。 なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>3.4.3 調達管理 調達を主管する組織の長は、調達に関する品質保証活動を行うに当たって、以下に基づき業務を実施する。 なお、本申請において上記による活動は以下のとおり実施した。</p> <p>(1) 仕様書の作成 調達を主管する組織の長は、業務の内容に応じ、設置許可本文十一号に基づく調達要求事項を含めた仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。（「3.4.3(2) 調達した役務の検証」参照）</p> <p>(2) 調達した役務の検証 調達を主管する組織の長は、調達した役務が調達要求事項を満たしていることを確実にするために調達した役務の検証を行う。 供給者先で検証を実施する場合は、あらかじめ仕様書で検証の要領及び調達した役務のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。</p> <p>3.4.4 供給者に対する品質監査 供給者に対する監査を主管する組織の長は、供給者の品質保証活動及び健全な安全文化を育成し維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、供給者に対する品質監査を実施する。</p> <p>3.5 本申請における文書及び記録の管理 本申請における設計に係る文書及び記録については、品質マネジメント文書に基づき作成される品質記録であり、これらを適切に管理する。</p> <p>3.6 本申請における不適合管理 本申請に基づく設計において発生した不適合については、適切に処置を行う。</p> | <p>また、契約を主管する組織の長は、「3.4.1 供給者の技術的評価」で、技術的な能力があると判断した供給者を選定する。 供給者に対しては品質保証計画書を提出させ審査する。 なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>3.4.3 調達管理 調達を主管する組織の長は、調達に関する品質保証活動を行うに当たって、以下に基づき業務を実施する。 なお、本申請において上記による活動は以下のとおり実施した。</p> <p>(1) 仕様書の作成 調達を主管する組織の長は、業務の内容に応じ、設置許可本文十一号に基づく調達要求事項を含めた仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。（「3.4.3(2) 調達した役務の検証」参照）</p> <p>(2) 調達した役務の検証 調達を主管する組織の長は、調達した役務が調達要求事項を満たしていることを確実にするために調達した役務の検証を行う。 供給者先で検証を実施する場合は、あらかじめ仕様書で検証の要領及び調達した役務のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。</p> <p>3.4.4 調達先品質保証監査 供給者に対する監査を主管する組織の長は、供給者の品質保証活動及び健全な安全文化を育成し維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、調達先品質保証監査を実施する。 なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>3.5 本申請における文書及び記録の管理 本申請における設計に係る文書及び記録については、設置許可本文十一号に定める品質マネジメント文書、それらに基づき作成される品質記録であり、これらを適切に管理する。</p> <p>3.6 本申請における不適合管理 本申請に基づく設計において発生した不適合については、適切に処置を行う。</p> | <p>(東海) 活動実績の相違</p> <p>(女川) 記載表現の相違 ・東海実績の反映</p> <p>(女川) 記載表現の相違 ・東海実績の反映</p> <p>(東海、女川) 活動実績の相違</p> <p>(女川) 記載表現の相違 ・東海実績の反映</p> |

泊発電所3号炉 添付書類十一 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類十一

| 東海第二発電所 有毒ガス | 女川原子力発電所2号炉 有毒ガス | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|---|---|---|---|
| <p>4. その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等 その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項については、設置許可本文十一号に基づき以下のとおり実施する。</p> <p>4.1 その後の工事等の活動に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。） その後の工事等の活動は、第1図に示す本店組織及び発電所組織に係る体制で実施する。</p> <p>4.2 その後の設計、工事等の各段階とその審査</p> <p>4.2.1 設計及び工事等のグレード分けの適用 設計及び工事等におけるグレード分けは、発電用原子炉施設の安全上の重要度に応じて行う。</p> <p>4.2.2 設計及び工事等の各段階とその審査 設計又は工事を主管する組織の長並びに検査を担当する組織の長は、その後における設計及び工事等の各段階において、設計開発レビューを実施するとともに、記録を管理する。 設計の各段階における設計開発レビューについては、設計及び工事を主管する組織のうち、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する組織の代表者及び当該設備の設計に関する専門家を参加させて実施する。</p> <p>4.3 その後の設計に係る品質管理の方法 設計を主管する組織の長は、設工認における技術基準規則等への適合性を確保するための設計を実施する。</p> <p>4.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化 その後の設計を主管する組織の長は、設工認に必要な要求事項を明確にする。</p> <p>4.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定 その後の設計を主管する組織の長は、各条文の対応に必要な適合性確認対象設備を抽出する。</p> <p>4.3.3 設計及び設計のアウトプットに対する検証 設計を主管する組織の長は、適合性確認対象設備の技術基準規則等への適合性を確保するための設計を実施する。</p> | <p>4. その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等 その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項については、設置許可本文十一号に基づき以下のとおり実施する。</p> <p>4.1 その後の工事等の活動に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。） その後の工事等の活動は、第1図に示す本店組織及び発電所組織に係る体制で実施する。</p> <p>4.2 その後の設計、工事等の各段階とそのレビュー</p> <p>4.2.1 設計及び工事等のグレード分けの適用 設計及び工事等におけるグレード分けは、発電用原子炉施設の安全上の重要度に応じて行う。</p> <p>4.2.2 設計及び工事等の各段階とそのレビュー 設計又は工事を主管する組織の長並びに検査を担当する組織の長は、その後における設計及び工事等の各段階において、レビューを実施するとともに、記録を管理する。 なお、設計の各段階におけるレビューについては、設計及び工事を主管する組織の中で当該設備の設計に関する専門家を含めて実施する。</p> <p>4.3 その後の設計に係る品質管理の方法 設計を主管する組織の長は、設工認における技術基準規則等への適合性を確保するための設計を実施する。</p> <p>4.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化 その後の設計を主管する組織の長は、設工認に必要な要求事項を明確にする。</p> <p>4.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定 その後の設計を主管する組織の長は、各条文の対応に必要な適合性確認対象設備を抽出する。</p> <p>4.3.3 設計及び設計のアウトプットに対する検証 設計を主管する組織の長は、適合性確認対象設備の技術基準規則等への適合性を確保するための設計を実施する。</p> | <p>4. その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等 その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項については、設置許可本文十一号に基づき以下のとおり実施する。</p> <p>4.1 その後の工事等の活動に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。） その後の工事等の活動は、第1図に示す本店組織及び発電所組織に係る体制で実施する。</p> <p>4.2 その後の設計、工事等の各段階とその審査</p> <p>4.2.1 設計及び工事等のグレード分けの適用 設計及び工事等におけるグレード分けは、発電用原子炉施設の安全上の重要度に応じて行う。</p> <p>4.2.2 設計及び工事等の各段階とその審査 設計又は工事を主管する組織の長並びに検査を担当する組織の長は、その後における設計及び工事等の各段階において、設計開発レビューを実施するとともに、記録を管理する。 設計の各段階における設計開発レビューについては、設計及び工事を主管する組織のうち、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する組織の代表者及び当該設備の設計に関する専門家を参加させて実施する。</p> <p>4.3 その後の設計に係る品質管理の方法 設計を主管する組織の長は、設工認における技術基準規則等への適合性を確保するための設計を実施する。</p> <p>4.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化 その後の設計を主管する組織の長は、設工認に必要な要求事項を明確にする。</p> <p>4.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定 その後の設計を主管する組織の長は、各条文の対応に必要な適合性確認対象設備を抽出する。</p> <p>4.3.3 設計及び設計のアウトプットに対する検証 設計を主管する組織の長は、適合性確認対象設備の技術基準規則等への適合性を確保するための設計を実施する。</p> | <p></p> <p>(女川) 記載表現の相違 ・東海組織の反映</p> <p>(女川) 記載表現の相違 ・東海組織の反映</p> <p>(女川) 記載表現の相違 ・東海組織の反映</p> |

泊発電所3号炉 添付書類十一 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類十一

| 東海第二発電所 有毒ガス | 女川原子力発電所2号炉 有毒ガス | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|---|---|--|---|
| <p>(1) 基本設計方針の作成（設計1）</p> <p>設計を主管する組織の長は、技術基準規則等の適合性確認対象設備に必要な要求事項に対する設計を漏れなく実施するために、技術基準規則の条文ごとに各条文に関連する要求事項を用いて設計項目を明確にした基本設計方針を作成する。</p> <p>(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計2）</p> <p>設計を主管する組織の長は、適合性確認対象設備に対し、変更があった要求事項への適合性を確保するための詳細設計を、「設計1」の結果を用いて実施する。</p> <p>(3) 詳細設計の品質を確保する上で重要な活動の管理</p> <p>設計を主管する組織の長は、詳細設計の品質を確保する上で重要な活動となる、「調達による解析」及び「手計算による自社解析」について、個別に管理事項を実施し、品質を確保する。</p> <p>(4) 設計のアウトプットに対する検証</p> <p>設計を主管する組織の長は、「4.3.3 設計及び設計のアウトプットに対する検証」における設計のアウトプットが設計のインプット（「4.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」及び「4.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定」参照）で与えられた要求事項に対する適合性を確認した上で、要求事項を満たしていることの検証を、組織の要員に指示する。</p> <p>この検証は当該設計開発を行った要員以外の者に実施させる。</p> <p>(5) 設工認申請書の作成</p> <p>設計を主管する組織の長は、その後の設計のアウトプットを基に、設工認に必要な書類等を取りまとめる。</p> <p>(6) 設工認申請書の承認</p> <p>設工認申請書の取りまとめを主管する組織の長は、設計を主管する組織の長が作成した資料を取りまとめ、原子炉施設保安運営委員会へ付議し、審議及び確認を得る。</p> <p>4.3.4 設計における変更</p> <p>設計を主管する組織の長は、設計対象の追加又は変更が必要とな</p> | <p>(1) 基本設計方針の作成（設計1）</p> <p>設計を主管する組織の長は、技術基準規則等の適合性確認対象設備に必要な要求事項に対する設計を漏れなく実施するために、技術基準規則の条文ごとに各条文に関連する要求事項を用いて設計項目を明確にした基本設計方針を作成する。</p> <p>(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計2）</p> <p>設計を主管する組織の長は、適合性確認対象設備に対し、変更があった要求事項への適合性を確保するための詳細設計を、「設計1」の結果を用いて実施する。</p> <p>(3) 詳細設計の品質を確保する上で重要な活動の管理</p> <p>設計を主管する組織の長は、詳細設計の品質を確保する上で重要な活動となる、「調達による解析」及び「手計算による自社解析」について、個別に管理事項を実施し、品質を確保する。</p> <p>(4) 設計のアウトプットに対する検証</p> <p>設計を主管する組織の長は、「4.3.3 設計及び設計のアウトプットに対する検証」のアウトプットが設計のインプット（「4.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」及び「4.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定」参照）で与えられた要求事項に対する適合性を確認した上で、要求事項を満たしていることの検証を、原設計者以外の者に実施させる。</p> <p>(5) 設工認申請書の作成</p> <p>設計を主管する組織の長は、その後の設計からのアウトプットを基に、設工認に必要な書類等を取りまとめる。</p> <p>(6) 設工認申請書の承認</p> <p>設工認申請書の取りまとめを主管する組織の長は、設計を主管する組織の長が作成した資料を取りまとめ、原子炉施設保安委員会へ付議し、審議及び確認を得る。</p> <p>4.3.4 設計における変更</p> <p>設計を主管する組織の長は、設計対象の追加又は変更が必要とな</p> | <p>(1) 基本設計方針の作成（設計1）</p> <p>設計を主管する組織の長は、技術基準規則等の適合性確認対象設備に必要な要求事項に対する設計を漏れなく実施するために、技術基準規則の条文ごとに各条文に関連する要求事項を用いて設計項目を明確にした基本設計方針を作成する。</p> <p>(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計2）</p> <p>設計を主管する組織の長は、適合性確認対象設備に対し、変更があった要求事項への適合性を確保するための詳細設計を、「設計1」の結果を用いて実施する。</p> <p>(3) 詳細設計の品質を確保する上で重要な活動の管理</p> <p>設計を主管する組織の長は、詳細設計の品質を確保する上で重要な活動となる、「調達による解析」及び「手計算による自社解析」について、個別に管理事項を実施し、品質を確保する。</p> <p>(4) 設計のアウトプットに対する検証</p> <p>設計を主管する組織の長は、「4.3.3 設計及び設計のアウトプットに対する検証」における設計のアウトプットが設計のインプット（「4.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」及び「4.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定」参照）で与えられた要求事項に対する適合性を確認した上で、要求事項を満たしていることの検証を、組織の要員に指示する。</p> <p>この検証は当該設計開発を行った要員以外の者に実施させる。</p> <p>(5) 設工認申請書の作成</p> <p>設計を主管する組織の長は、その後の設計のアウトプットを基に、設工認に必要な書類等を取りまとめる。</p> <p>(6) 設工認申請書の承認</p> <p>設工認申請書の取りまとめを主管する組織の長は、設計を主管する組織の長が作成した資料を取りまとめ、泊発電所安全運営委員会へ付議し、審議及び確認を得る。</p> <p>4.3.4 設計における変更</p> <p>設計を主管する組織の長は、設計対象の追加又は変更が必要とな</p> | <p>(4) 設計のアウトプットに対する検証</p> <p>・(女川) 記載表現の相違 ・東海決議の反映</p> <p>(4) 設計のアウトプットに対する検証</p> <p>・(女川) 記載表現の相違 ・東海決議の反映</p> <p>(5) 設工認申請書の作成</p> <p>・(女川) 記載表現の相違 ・東海決議の反映</p> <p>(6) 設工認申請書の承認</p> <p>・(東海、女川) 業務プロセスの相違 ・東海、泊は設工認申請書を発電所の委員会へ付議。 ・女川は設工認申請書を本店の委員会へ付議。</p> |

泊発電所3号炉 添付書類十一 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類十一

| 東海第二発電所 有毒ガス | 女川原子力発電所2号炉 有毒ガス | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|--|--|---|---|
| <p>った場合、各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な設計を実施し、影響を受けた段階以降の設計結果を必要に応じ修正する。</p> <p>4.4 工事に係る品質管理の方法</p> <p>工事を主管する組織の長は、具体的な設備の設計の実施及びその結果を反映した設備を導入するために必要な工事を、「4.6 設工認における調達管理の方法」の管理を適用して実施する。</p> <p>4.4.1 具体的な設備の設計の実施（設計3）</p> <p>工事を主管する組織の長は、工事段階において、要求事項に適合するための具体的な設計（設計3）を実施し、決定した具体的な設備の設計結果を取りまとめる。</p> <p>4.4.2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施</p> <p>工事を主管する組織の長は、要求事項に適合する設備を設置するための工事を実施する。</p> <p>4.5 使用前事業者検査の方法</p> <p>使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、使用前事業者検査を計画し、工事実施組織からの独立性を確保した検査体制のもと、実施する。</p> <p>4.5.1 使用前事業者検査での確認事項</p> <p>使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するために、以下の項目について検査を実施する。</p> <p>(1) 実設備の仕様の適合性確認</p> <p>(2) 品質マネジメントシステムに係る検査</p> <p>4.5.2 使用前事業者検査の計画</p> <p>検査を担当する組織の長は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基</p> | <p>った場合、各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な設計を実施し、影響を受けた段階以降の設計結果を必要に応じ修正する。</p> <p>4.4 工事に係る品質管理の方法</p> <p>工事を主管する組織の長は、具体的な設備の設計の実施及びその結果を反映した設備を導入するために必要な工事を、「4.6 設工認における調達管理の方法」の管理を適用して実施する。</p> <p>4.4.1 設備の具体的な設計の実施（設計3）</p> <p>工事を主管する組織の長は、工事段階において、要求事項に適合するための具体的な設計（設計3）を実施し、決定した具体的な設備の設計結果を取りまとめる。</p> <p>4.4.2 設備の具体的な設計に基づく工事の実施</p> <p>工事を主管する組織の長は、要求事項に適合する設備を設置するための工事を実施する。</p> <p>4.5 使用前事業者検査の方法</p> <p>使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、工事を主管する組織からの独立性を確保した検査体制のもと、実施する。</p> <p>4.5.1 使用前事業者検査での確認事項</p> <p>使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するために、以下の項目について検査を実施する。</p> <p>(1) 実設備の仕様の適合性確認</p> <p>(2) 品質マネジメントシステムに係る検査</p> <p>4.5.2 使用前事業者検査の計画</p> <p>検査を主管する組織の長は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基</p> | <p>った場合、各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な設計を実施し、影響を受けた段階以降の設計結果を必要に応じ修正する。</p> <p>4.4 工事に係る品質管理の方法</p> <p>工事を主管する組織の長は、具体的な設備の設計の実施及びその結果を反映した設備を導入するために必要な工事を、「4.6 設工認における調達管理の方法」の管理を適用して実施する。</p> <p>4.4.1 具体的な設備の設計の実施（設計3）</p> <p>工事を主管する組織の長は、工事段階において、要求事項に適合するための具体的な設計（設計3）を実施し、決定した具体的な設備の設計結果を取りまとめる。</p> <p>4.4.2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施</p> <p>工事を主管する組織の長は、要求事項に適合する設備を設置するための工事を実施する。</p> <p>4.5 使用前事業者検査の方法</p> <p>使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、工事実施組織からの独立性を確保した検査体制のもと、実施する。</p> <p>4.5.1 使用前事業者検査での確認事項</p> <p>使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するために、以下の項目について検査を実施する。</p> <p>(1) 実設備の仕様の適合性確認</p> <p>(2) 品質マネジメントシステムに係る検査</p> <p>4.5.2 使用前事業者検査の計画</p> <p>検査を担当する組織の長は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基</p> | <p></p> <p>(女川) 記載表現の相違 ・東海実線の反映</p> <p>(女川) 記載表現の相違 ・東海実線の反映</p> <p>(女川) 記載表現の相違 ・東海実線の反映</p> <p>(女川) 記載表現の相違 ・東海実線の反映</p> |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 添付書類十一 比較表

添付書類十一

| 東海第二発電所 有毒ガス | 女川原子力発電所2号炉 有毒ガス | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|--|---|---|---|
| <p>準規則に適合していることを確認するため、使用前事業者検査を計画する。</p> <p>4.5.3 検査計画の管理 検査に係るプロセスの取りまとめを主管する組織の長は、使用前事業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に行われることを管理する。</p> <p>4.5.4 使用前事業者検査の実施 使用前事業者検査は、検査要領書の作成、検査体制を確立して実施する。</p> <p>4.6 設工認における調達管理の方法 調達を主管する組織の長は、設工認で行う調達管理を確実にするために、品質管理に関する事項に基づき以下に示す管理を実施する。</p> <p>4.6.1 供給者の技術的評価 契約及び調達を主管する組織の長は、供給者が当社の要求事項に従って調達製品を供給する技術的な能力を判断の根拠として、供給者の技術的評価を実施する。</p> <p>4.6.2 供給者の選定 調達を主管する組織の長は、設工認に必要な調達を行う場合、原子力安全に対する影響、供給者の実績等を考慮し、業務の重要度に応じてグレード分けを行い管理する。</p> <p>4.6.3 調達製品の調達管理 調達を主管する組織の長は、調達に関する品質保証活動を行うに当たって、原子力安全に対する影響及び供給者の実績等を考慮し、以下の調達管理に基づき業務を実施する。</p> <p>(1) 仕様書の作成 調達を主管する組織の長は、業務の内容に応じ、品質管理に関する事項に基づく調達要求事項を含めた仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。(「4.6.3(2) 調達製品の管理」参照)</p> | <p>準規則に適合していることを確認するため、使用前事業者検査を計画する。</p> <p>4.5.3 検査計画の管理 検査の取りまとめを主管する組織の長は、使用前事業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に行われることを管理する。</p> <p>4.5.4 使用前事業者検査の実施 使用前事業者検査は、検査要領書を作成し、検査体制を確立して使用前事業者検査を実施する。</p> <p>4.6 設工認における調達管理の方法 調達を主管する組織の長は、設工認で行う調達管理を確実にするために、品質マネジメント文書に基づき以下に示す管理を実施する。</p> <p>4.6.1 供給者の技術的評価 調達を主管する組織の長は、供給者が当社の要求事項に従って調達製品を供給する技術的な能力を判断の根拠として、供給者の技術的評価を実施する。</p> <p>4.6.2 供給者の選定 調達を主管する組織の長は、設工認に必要な調達を行う場合、原子力安全に対する影響、供給者の実績等を考慮し、業務の重要度に応じてグレード分けを行い管理する。</p> <p>4.6.3 調達製品の調達管理 調達を主管する組織の長は、調達に関する品質保証活動を行うに当たって、原子力安全に及ぼす影響等及び供給者の実績等を考慮し、以下の調達管理に基づき業務を実施する。</p> <p>(1) 仕様書の作成 調達を主管する組織の長は、業務の内容に応じ、品質マネジメント文書に基づく調達要求事項を含めた仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。(「4.6.3(2) 調達製品の管理」参照)</p> | <p>準規則に適合していることを確認するため、使用前事業者検査を計画する。</p> <p>4.5.3 検査計画の管理 検査に係るプロセスの取りまとめを主管する組織の長は、使用前事業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に行われることを管理する。</p> <p>4.5.4 使用前事業者検査の実施 使用前事業者検査は、検査要領書の作成、検査体制を確立して実施する。</p> <p>4.6 設工認における調達管理の方法 調達を主管する組織の長は、設工認で行う調達管理を確実にするために、品質管理に関する事項に基づき以下に示す管理を実施する。</p> <p>4.6.1 供給者の技術的評価 調達を主管する組織の長は、供給者が当社の要求事項に従って調達製品を供給する技術的な能力を判断の根拠として、供給者の技術的評価を実施する。</p> <p>4.6.2 供給者の選定 調達を主管する組織の長は、設工認に必要な調達を行う場合、原子力安全に対する影響、供給者の実績等を考慮し、業務の重要度に応じてグレード分けを行い管理する。</p> <p>4.6.3 調達製品の調達管理 調達を主管する組織の長は、調達に関する品質保証活動を行うに当たって、原子力安全に対する影響及び供給者の実績等を考慮し、以下の調達管理に基づき業務を実施する。</p> <p>(1) 仕様書の作成 調達を主管する組織の長は、業務の内容に応じ、品質管理に関する事項に基づく調達要求事項を含めた仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。(「4.6.3(2) 調達製品の管理」参照)</p> | <p></p> <p>(女川) 記載表現の相違 ・東海認識の反映</p> <p>(女川) 記載表現の相違 ・東海認識の反映</p> <p>(女川) 記載表現の相違 ・東海認識の反映</p> <p>(女川) 記載表現の相違 ・東海認識の反映</p> <p>(女川) 記載表現の相違 ・東海認識の反映</p> <p>(東海) 組織体制の相違 ・東海は、契約主管組織が全体とりまとめとして供給者の技術的評価に関与する。 ・女川、泊は供給者の技術的評価に契約主管組織が関与しない。</p> <p>(女川) 記載表現の相違 ・東海認識の反映</p> <p>(女川) 記載表現の相違 ・東海認識の反映</p> |

泊発電所3号炉 添付書類十一 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類十一

| 東海第二発電所 有毒ガス | 女川原子力発電所2号炉 有毒ガス | 泊発電所3号炉 | 相違理由 |
|--|--|--|---|
| <p>(2) 調達製品の管理 調達を主管する組織の長は、当社が仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調達製品が納入されるまでの間、製品に応じた必要な管理を実施する。</p> <p>(3) 調達製品の検証 調達を主管する組織の長は、調達製品が調達要求事項を満たしていることを確実にするために調達製品の検証を行う。 供給者先で検証を実施する場合、あらかじめ仕様書で検証の要領及び調達製品のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。</p> <p>4.6.4 調達先品質保証監査 供給者に対する監査を主管する組織の長は、供給者の品質保証活動及び健全な安全文化を育成し維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、調達先品質保証監査を実施する。</p> <p>4.7 その後の設計、工事等における文書及び記録の管理 その後の設計、工事等における文書及び記録については、設置許可本文十一号に示す文書、それらに基づき作成される品質記録であり、これらを適切に管理する。</p> <p>4.8 その後の不適合管理 その後の設計、工事及び試験・検査において発生した不適合については、適切に処置を行う。</p> <p>5. 適合性確認対象設備の施設管理 工事を主管する組織の長は、適合性確認対象設備について、技術基準規則への適合性を使用前事業者検査を実施することにより確認し、適合性確認対象設備の使用開始後においては、施設管理に係る業務プロセスに基づき発電用原子炉施設の安全上の重要度に応じた点検計画を策定し保全を実施することにより、適合性を維持する。</p> | <p>(2) 調達製品の管理 調達を主管する組織の長は、当社が仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調達製品が納入されるまでの間、製品に応じた必要な管理を実施する。</p> <p>(3) 調達製品の検証 調達を主管する組織の長は、調達製品が調達要求事項を満たしていることを確実にするために調達製品の検証を行う。 なお、供給者先で検証を実施する場合、あらかじめ仕様書で検証の要領及び調達製品のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。</p> <p>4.6.4 供給者に対する品質監査 供給者に対する監査を主管する組織の長は、供給者の品質保証活動及び健全な安全文化を育成し維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、供給者に対する品質監査を実施する。</p> <p>4.7 その後の設計、工事等における文書及び記録の管理 その後の設計、工事等における文書及び記録については、品質マネジメント文書、それらに基づき作成される品質記録であり、これらを適切に管理する。</p> <p>4.8 その後の不適合管理 その後の設計、工事及び試験・検査において発生した不適合については適切に処置を行う。</p> <p>5. 適合性確認対象設備の施設管理 工事を主管する組織の長は、適合性確認対象設備について、技術基準規則への適合性を使用前事業者検査を実施することにより確認し、適合性確認対象設備の使用開始後においては、施設管理に係る業務プロセスに基づき発電用原子炉施設の安全上の重要度に応じた点検計画を策定し保全を実施することにより、適合性を維持する。</p> | <p>(2) 調達製品の管理 調達を主管する組織の長は、当社が仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調達製品が納入されるまでの間、製品に応じた必要な管理を実施する。</p> <p>(3) 調達製品の検証 調達を主管する組織の長は、調達製品が調達要求事項を満たしていることを確実にするために調達製品の検証を行う。 供給者先で検証を実施する場合、あらかじめ仕様書で検証の要領及び調達製品のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。</p> <p>4.6.4 調達先品質保証監査 供給者に対する監査を主管する組織の長は、供給者の品質保証活動及び健全な安全文化を育成し維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、調達先品質保証監査を実施する。</p> <p>4.7 その後の設計、工事等における文書及び記録の管理 その後の設計、工事等における文書及び記録については、設置許可本文十一号に示す文書、それらに基づき作成される品質記録であり、これらを適切に管理する。</p> <p>4.8 その後の不適合管理 その後の設計、工事及び試験・検査において発生した不適合については、適切に処置を行う。</p> <p>5. 適合性確認対象設備の施設管理 工事を主管する組織の長は、適合性確認対象設備について、技術基準規則への適合性を使用前事業者検査を実施することにより確認し、適合性確認対象設備の使用開始後においては、施設管理に係る業務プロセスに基づき発電用原子炉施設の安全上の重要度に応じた点検計画を策定し保全を実施することにより、適合性を維持する。</p> | <p>(女川) 記載表現の相違 ・東海実務の反映</p> <p>(女川) 記載表現の相違 ・東海実務の反映</p> <p>(女川) 記載表現の相違 ・東海実務の反映</p> <p>(女川) 記載表現の相違 ・東海実務の反映</p> |

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

添付書類十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|-------|---------------|----|
| 1 | 泊発電所3号炉 変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書 (添十一 r. 5. 0) | 14 | 読点「，」を追記しました。 | |